

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>(用語)</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）、電気通信事業法施行令（以下「施行令」という。）、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）及び接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 算定対象原価 すべてのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（次号において「合算算定対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>五・六 (略)</p> <p>第十五条 (設備管理部門の資産及び費用の整理)</p> <p>2 前項の整理は、適格電気通信事業者の電気通信役務の提供に係る電気通</p>	<p>(用語)</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）、電気通信事業法施行令（以下「施行令」という。）、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）及び接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 算定対象原価 すべてのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（次号において「合算算定対象加入者回線」という。）に係る回線単価を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>五・六 (略)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 前項の整理は、適格電気通信事業者の電気通信役務の提供に係る電気通</p>

信設備を次に掲げる事項を確保するように新たに構成するものとして行うものでなければならぬ。

一〇四 (略)

五 第十三条第一項の規定により記録された通信量等及び施行規則第四十条の四の二第二項の規定により通知された通信回数を収容することができる範囲内で可能な限り小さな収容能力を有すること

3・4 (略)

(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税)

第十七条 接続料規則第十一条、第十二条及び第十三条の規定(第十一条第三項ただし書及び同条第五項ただし書の規定を除く。)は、設備管理部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、同令第十一条第一項中「第四条に規定する機能に係る他人資本費用」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務(卸電気通信役務を含む。以下同じ。)に係る他人資本費用」と、「第四条に規定する機能に係るレートベース」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務に係るレートベース」と、同条第二項及び第五項、第十二条第一項並びに第十三条第一項中「第四条に規定する機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項、第三項及び第五項中「対象設備等」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備、この附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設」と、同条第三項中「法第三十三條第五項の機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を

信設備を次に掲げる事項を確保するように新たに構成するものとして行うものでなければならぬ。

一〇四 (略)

五 第十三条第一項の規定により記録された通信量等及び前条第二項の規定により通知された通信量等を収容することができる範囲内で可能な限り小さな収容能力を有すること

3・4 (略)

(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税)

第十七条 接続料規則第十一条から第十三条までの規定(第十一条第三項ただし書及び同条第五項ただし書の規定を除く。)は、設備管理部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、同令第十一条第一項中「第四条に規定する機能に係る他人資本費用」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務(卸電気通信役務を含む。以下同じ。)に係る他人資本費用」と、「第四条に規定する機能に係るレートベース」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務に係るレートベース」と、同条第二項及び第五項、第十二条第一項並びに第十三条第一項中「第四条に規定する機能」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備、この附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設」と、同条第三項中「法第三十三條第五項の機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎と

基礎として算定された額とする」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則別表第七第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として算定された額とする」と、同条第四項中「第一種指定設備管理部門」とあるのは「設備管理部門」と、「第一種指定電気通信設備」とあるのは「電気通信設備」と、同条第五項中「第一種指定設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）」とあるのは「設備管理運営費（減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）」と、「当該機能に係る接続料」とあるのは「当該電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に關し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に關する協定及び卸電気通信役務の提供に關する契約により取得する金額又は料金」と、同条第十二条第一項中「当該機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務」と読み替えるものとする。

（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）

第二十一条 接続料規則第十一条、第十二条及び第十三条の規定（第十一条第三項ただし書及び同条第五項ただし書の規定を除く。）は、設備利用部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、同令第十一条第一項中「第四条に規定する機能に係る他人資本費用」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下同じ。）に係る他人資本費用」と、「第四条に規定する機能に係るレートベース」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務に係るレートベース」と、同条第二項及び第五項、第十二条第一項並びに第十三条第一項中「第四条に規定する機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第

して算定された額とする」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則別表第七第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として算定された額とする」と、同条第四項中「第一種指定設備管理部門」とあるのは「設備管理部門」と、「第一種指定電気通信設備」とあるのは「電気通信設備」と、同条第五項中「第一種指定設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）」とあるのは「設備管理運営費（減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）」と、「当該機能に係る接続料」とあるのは「当該電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に關し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に關する協定及び卸電気通信役務の提供に關する契約により取得する金額又は料金」と、同条第十二条第一項中「当該機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務」と読み替えるものとする。

（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）

第二十一条 接続料規則第十一条から第十三条までの規定（第十一条第三項ただし書及び同条第五項ただし書の規定を除く。）は、設備利用部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、同令第十一条第一項中「第四条に規定する機能に係る他人資本費用」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下同じ。）に係る他人資本費用」と、「第四条に規定する機能に係るレートベース」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務に係るレートベース」と、同条第二項及び第五項、第十二条第一項並びに第十三条第一項中「第四条に規定する機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第

十二条第二項に規定する電気通信役務」と、同令第十一条第二項及び第三項中「対象設備等」とあるのは「設備利用部門に係る建物、土地及び施設」と、同条第三項中「法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする」と、同条第四項中「第一種指定設備管理部門」とあるのは「設備利用部門」と、「第一種指定電気通信設備」とあるのは「設備利用部門」と、同条第五項中「対象設備等の第一種指定設備管理運営費」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二十条に規定する設備利用費」と、「当該機能に係る接続料」とあるのは「当該電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金」と、同令第十二条第一項中「当該機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務」と読み替えるものとする。

附則

1 5 7 (略)

8 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)
(略)	(略)

二項に規定する電気通信役務」と、同令第十一条第二項及び第三項中「対象設備等」とあるのは「設備利用部門に係る建物、土地及び施設」と、同条第三項中「法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする」とあるのは「接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額に準じて算定された額とする」と、同条第四項中「第一種指定設備管理部門」とあるのは「設備利用部門」と、「第一種指定電気通信設備」とあるのは「設備利用部門」と、同条第五項中「対象設備等の第一種指定設備管理運営費」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二十条に規定する設備利用費」と、「当該機能に係る接続料」とあるのは「当該電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金」と、同令第十二条第一項中「当該機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務」と読み替えるものとする。

附則

1 5 7 (略)

8 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)
(略)	(略)

第五條第一項第一號
算定対象原価

	平均原価	各算定対象加入者回線の加入者回線単価	平均単価
平成十八年四月一日以降 I P 電話（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九條第一項第一号に規定する電気通信番号を使用するものに限る。以下「I P 電話」という。）に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価	平成十八年四月一日以降 I P 電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した基準原価	平成十八年四月一日以降 I P 電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなした場合の各算定対象加入者回線の加入者回線単価	平成十八年四月一日以降 I P 電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した基準単価

9 前項の場合において、適格電気通信事業者は、第七條第一号の届出をするときは、併せて、第五條第一項第一号に規定する額を算定する際に用いるアナログ加入者回線の数及び加入者回線単価を届け出なければならない

第五條第一項第一號

平均原価	平均単価
基準原価	基準単価

<p>10 (略)</p> <p>い。この場合、適格電気通信事業者は、第六条第二項に規定する別表第二に準じて作成した届出書にその算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、提出しなければならない。</p>	<p>91 (略)</p>
---	-------------------

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(検討)

2 総務大臣は、この省令の施行後三年を目途として、改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案新旧対照条文 (別表部分)

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則 (平成十四年総務省令第六十四号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案

現行

別表第 1 (第 6 条関係) 法第 108 条第 1 項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表
 適格電気通信事業者名 _____

別表第 1 (第 6 条関係) 法第 108 条第 1 項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表
 適格電気通信事業者名 _____

年度分
(単位 円)

1 施行規則第 14 条第 1 号に掲げるもの	収益の額	設備管理部門の基礎的電気通信役務原価	設備利用部門の基礎的電気通信役務原価	基礎的電気通信役務原価
小計				
2 施行規則第 14 条第 2 号に掲げるもの				
(1) 同号イに掲げるもの				
(2) 同号ロに掲げるもの				
(3) 同号ハに掲げるもの				
小計				
合計				

年度分
(単位 円)

1 施行規則第 14 条第 1 号に掲げるもの	収益の額	設備管理部門の基礎的電気通信役務原価	設備利用部門の基礎的電気通信役務原価	基礎的電気通信役務原価
小計				
2 施行規則第 14 条第 2 号に掲げるもの				
(1) 同号イに掲げるもの				
(2) 同号ロに掲げるもの				
(3) 同号ハに掲げるもの				
小計				
合計				

注 1 収益の額の欄には、接続電気通信事業者等 (適格電気通信事業者であるものを除く。) が利用者料金を設定している電気通信役務であって、当該適格電気通信事業者が設置している電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の利用に係る基礎的電気通信役務の提供により生じた適格電気通信事業者の収益の額を含まないものとする。

注 1 収益の額の欄には、接続電気通信事業者等 (適格電気通信事業者であるものを除く。) が利用者料金を設定している電気通信役務であって、当該適格電気通信事業者が設置している電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の利用に係る基礎的電気通信役務の提供により生じた適格電気通信事業者の収益の額を含まないものとする。

2 収益の額は、施行規則第 14 条第 1 号イからハまで及び第 2 号イからハまでに規定する基礎的電気通信役務ごとに、施行規則第 40 条の 3又は第 40 条の 5の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価から、別表第 10 の 1 の科目ロ及びハ並びに 3 及び 4 の科目の控除対象原価の内容の欄に係る原価を差し引いたものを、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価で除して得た数値に、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業収益の額を乗じて算定すること。

2 収益の額は、施行規則第 14 条第 1 号イからハまで及び第 2 号イからハまでに規定する基礎的電気通信役務ごとに、施行規則第 40 条の 3の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価から、別表第 10 の 1 の科目ロ及びハ並びに 3 及び 4 の科目の控除対象原価の内容の欄に係る原価を差し引いたものを、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価で除して得た数値に、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業収益の額を乗じて算定すること。

3 2の施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価は、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定すること。

4 接続料規則第11条、第12条及び第13条の規定（第11条第3項ただし書及び第5項ただし書の規定を除く。）は、3における施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、接続料規則第11条第1項中「第4条に規定する機能に係る他人資本費用」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第12条第2項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）に係る他人資本費用」と、「第4条に規定する機能に係るレートベース」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第12条第2項に規定する電気通信役務に係るレートベース」と、同条第2項及び第5項、第12条第1項並びに第13条第1項中「第4条に規定する機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第12条第2項に規定する電気通信役務」と、同令第11条第2項及び第3項中「対象設備等」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備、附属設備並びに土地及び施設」と、同条第3項中「法第33条第5項の機能に係るもの」にあっては別表第3様式第2の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものについては接続会計規則別表第2様式第3の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎とする」と、同条第4項中「第一種指定設備管理部門」とあるのは「設備管理部門及び設備利用部門」と、「第一種指定電気通信設備」とあるのは「設備管理部門及び設備利用部門」と、同条第5項中「対象設備等の第一種指定設備管理運営費」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る営業費用」と、「当該機能に係る接続料」とあるのは「当該電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関する他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金」と、同令第12条第1項中「当該機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第12条第2項に規定する電気通信役務」と読み替えるものとする。

5 1の項(3)及び2の項(3)の設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の欄には、当該役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。

6 2の項(1)及び(2)の収益の額の欄には、施行規則第14条第2号に掲げる第一種公衆電話機の一台中たりの収益の額をアナログ公衆電話機の一台中たりの収益の額とみなして算定したものを記載することができる。

3 2の施行規則第40条の3の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価は、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定すること。

4 接続料規則第11条から第13条までの規定（第11条第3項ただし書及び第5項ただし書の規定を除く。）は、3における施行規則第40条の3の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、接続料規則第11条第1項中「第4条に規定する機能に係る他人資本費用」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第12条第2項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）に係る他人資本費用」と、「第4条に規定する機能に係るレートベース」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第12条第2項に規定する電気通信役務に係るレートベース」と、同条第2項及び第5項、第12条第1項並びに第13条第1項中「第4条に規定する機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第12条第2項に規定する電気通信役務」と、同令第11条第2項及び第3項中「対象設備等」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備、附属設備並びに土地及び施設」と、同条第3項中「法第33条第5項の機能に係るもの」にあっては別表第3様式第2の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものについては接続会計規則別表第2様式第3の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする」とあるのは「接続会計規則別表第2様式第3の固定資産帰属明細表の帳簿価額に準じて算定された額とする」と、同条第4項中「第一種指定設備管理部門」とあるのは「設備管理部門及び設備利用部門」と、「第一種指定電気通信設備」とあるのは「設備管理部門及び設備利用部門」と、同条第5項中「対象設備等の第一種指定設備管理運営費」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る営業費用」と、「当該機能に係る接続料」とあるのは「当該電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関する他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金」と、同令第12条第1項中「当該機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第12条第2項に規定する電気通信役務」と読み替えるものとする。

5 1の項(3)及び2の項(3)の設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の欄には、当該役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。

6 2の項(1)及び(2)の収益の額の欄には、施行規則第14条第2号に掲げる第一種公衆電話機の一台中たりの収益の額をアナログ公衆電話機の一台中たりの収益の額とみなして算定したものを記載することができる。